



# 鳥取県公報

平成12年12月18日(月)  
号外第114号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）.....	1
	農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（"）.....	1
	中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（"）.....	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）.....	3
	漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（"）.....	4
	漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（"）.....	4

## 告 示

### 鳥取県告示第694号

平成 8 年鳥取県告示第247号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成12年12月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成12年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
略	略	略	略
市町村が規則第 2 条第 2 項第 6 号に規定する利子補給金を年0.75パーセントの割合で交付する場合	年0.75パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 6 号に規定する利子補給金を年0.8パーセントの割合で交付する場合	年0.8パーセント

### 鳥取県告示第695号

平成 8 年鳥取県告示第248号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成12年12月18日前に鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年鳥取県規則第24号）第 4 条の規定に

よる利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成12年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
貸付利率	利 子 補 給 率		貸付利率	利 子 補 給 率	
	市 町 村	県		市 町 村	県
年2.0パーセント	略	略	年2.1パーセント	略	略

**鳥取県告示第696号**

平成 8 年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成12年12月18日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成 2 年鳥取県規則第58号）第 5 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成12年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後						改 正 前					
中山間地域活性化資金の種類等			貸 付 利 率	利 子 補 給 率		中山間地域活性化資金の種類等			貸 付 利 率	利 子 補 給 率	
				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年2.25パーセント以内	略	略	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年2.35パーセント以内	略	略	
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.25パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.45パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	
	(2) 大企業に貸し付ける場合		年2.35パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	(2) 大企業に貸し付ける場合		年2.5パーセント以内	年0.85パーセント		
2 保健機能増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年2.0パーセント以内	略	略	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年2.1パーセント以内	略	略	
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.0パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.2パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	
	(2) 大企業に貸し付ける場合		年2.1パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	(2) 大企業に貸し付ける場合		年2.25パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント	
3 生活環境施設整備資金			年2.0パーセント以内	略	略	3 生活環境施設整備資金			年2.1パーセント以内	略	略



**鳥取県告示第698号**

平成 8 年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。  
平成12年12月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成12年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>2.0</u> パーセント	略	年 <u>2.1</u> パーセント	略

**鳥取県告示第699号**

平成 8 年度鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。  
平成12年12月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成12年12月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
<b>1 規則第 2 条第 3 項第 3 号の貸付利率及び規則第 4 条の利子補給率</b>		<b>1 規則第 2 条第 3 項第 3 号の貸付利率及び規則第 4 条の利子補給率</b>	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>2.5</u> パーセント	略	年 <u>2.6</u> パーセント	略
<b>2 附則第 2 項の貸付利率及び利子補給率</b>		<b>2 附則第 2 項の貸付利率及び利子補給率</b>	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>2.5</u> パーセント	略	年 <u>2.6</u> パーセント	略